

筑前町人権施策実施計画書

令和8年5月

筑前町

はじめに

2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、県も「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。筑前町では、それらを踏まえ、本町の实情に即した人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進するため、2009（平成21）年2月に「筑前町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、あらゆる差別の解消に向けた人権行政施策を推進してきました。

しかしながら、依然として、同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する無理解や偏見による人権侵害が見られ、また、近年の高齢化、国際化、高度情報化等を背景として、人権を取り巻く状況は大きく変化し、人権課題はますます多様化、複雑化しています。このような状況と新たに犯罪被害者等やインターネットによる人権侵害、性的少数者の人権問題に関する施策を進めるため、2022（令和4）年5月に基本指針の改定を行いました。

本町では、基本指針を実行に移すために行政が行うべき具体的な計画として、「筑前町人権施策実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、人権尊重のまちづくりを推進するための具体的な取組を進めていきます。

この実施計画では、人権問題全般を扱う事業を集めた「人権全般（共通の取組）」と基本指針において示した「同和問題（部落差別）」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「外国人」、「感染症患者等」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「性的少数者」、「さまざまな人権課題」の11項目を合わせ全部で12項目の構成となっています。毎年、点検・確認を実施し、見直しを行いながら、より効果的な人権施策を推進していきます。

目 次

1	人権全般（共通の取組）	1	ページ
2	同和問題（部落差別）	4	ページ
3	女性	6	ページ
4	子ども	9	ページ
5	高齢者	14	ページ
6	障がいのある人	18	ページ
7	外国人	22	ページ
8	感染症患者等	23	ページ
9	犯罪被害者等	24	ページ
10	インターネットによる人権侵害	25	ページ
11	性的少数者	26	ページ
12	さまざまな人権課題	27	ページ

1 人権全般（共通の取組）

【推進方針】

人権尊重があらゆる施策の根本にあることを基本に置き、総合的な人権行政を推進します。誰もが「生まれて来てよかった」と思えるためには、互いを思いやり、支え合う社会を実現する取組が必要です。

また、住民一人ひとりが社会にあるさまざまな偏見や差別と向き合い、自分自身の問題として捉え、行動し、全ての人の人権が尊重された社会を実現するための総合的かつ効果的な施策を積極的に進めていきます。

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価（課題）	達成度	令和8年度の取組
1	人権施策推進本部の設置	「人権施策推進本部」を設置し、全庁的に人権施策に取り組む。	人権・同和対策室	5月に本部会議を開催し、実施計画の決定及び全庁で施策の推進を確認した。ホームページに掲載し、住民への周知を行った。担当者会において、各課で推進している事業の点検、評価を行い、次期実施計画のたたき台を策定、審議会にて意見の聴取を行う。	100%	審議会委員の意見を取りまとめ、実施計画案とともに本部会議にて提案する。全庁において人権尊重のまちづくりを推進するため、達成度評価を取り入れ、事業の充実を図る。
2	人権・同和教育推進協議会	学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、住民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、人権教育・啓発に取り組む。	人権・同和対策室	学校教育部会においては、学校教育に資する研修等を中心に活動、社会教育部会では、社会教育関係団体等の指導者養成、行政部会においては、各種啓発事業、相談、人材育成などに取り組んでいる。	100%	相互の協力体制により人権・同和教育や啓発活動等に取り組む。
3	広報紙による啓発	人権・同和問題の正しい理解を広めるために、広報紙において、身近な人権問題を取り上げた「心のぬくもりを」の掲載を継続していく。	総務課	年間を通して、広報誌の裏表紙にスペースを確保し、掲載できた。	100%	テーマに偏りがないよう、年度計画に基づき、互いに研究し合い町民に伝わる人権啓発記事の作成に努める。
			人権・同和対策室	人権・同和教育推進協議会メンバーで構成する啓発研究会において広報紙最終頁「心のぬくもりを」掲載に関する検討を行い、毎月掲載した。	100%	あらゆる人権に関して研究テーマを決め、編集会議で深めることで、よりわかりやすい人権啓発を目指す。
4	町長へのたより	「町長へのたより」による様々な意見などを町政へ反映するように努める。	総務課	R8.1.22時点において、人権に関する意見は受け付けていない。	左記のとおり達成	町長へのたよりは、幅広く町民の意見を聴くために実施しており、人権に関する意見や要望があれば、町政へ反映するように努める。
5	人権教育に取り組む指導者の育成	子ども達に人権尊重の精神を育む指導者として接している保育士、教職員の資質の向上を図る。	美和みどり保育所	福岡県人権同和教育研究協議会や隣保館での学習会、また全国人権保育研究集会などに積極的に参加した。また、全職員を対象に園内研修を実施し、人権意識の向上に努めた。	100%	福岡県人権同和教育研究協議会や町主催の研修会、隣保館での学習会などに積極的に参加するとともに、全職員を対象とした園内研修を実施し、人権意識の向上を図る。また、人権カリキュラムに沿って計画的に人権保育を実施する。
			教育課	教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育に係る研修を位置づけると共に、学校の実態に応じた推進プランを作成し、内容を改善・充実するよう指導した。	100%	研修等に取り組み、職員の資質向上を図り、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
6	町職員などの研修の実施	職員研修を実施し、人権問題に対する理解を深める。	総務課	「人権教育コーディネーター養成講座」への職員派遣、朝倉地区における新規採用職員及び若年層職員対象の研修への職員派遣、庁内人権・同和问题研修（計4回286名参加）を行った。また、各種講演会、研究会、講座等への積極的な参加を呼びかけ、庁内イントラネット上での周知により参加を促した。	左記のとおり達成	各種研修を早めに計画し実施する。また朝倉地区における取組みにあつては、朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会との連携を密にし、各種研修会に職員を派遣する。講演会等については庁内イントラネット上での情報提供を行い、積極的な参加を促す。
7	人権セミナー	さまざまな人権問題をテーマとした学習の機会を提供する。	人権・同和対策室	町内事業所から人権セミナーの依頼が1件あり、職員を講師にハラスメントに関するセミナーを実施した。企業や団体などへの周知が課題であり、事業者や各種団体の人権学習の機会として広く周知していく手段の検討が必要。	50%	セミナー講師として幅広い人権課題の理解、学習教材の充実など職員のレベルアップを図る。

8	出前講座	メニューに人権に関する内容を掲げ、人権教育・人権啓発の推進を図る。	生涯学習課	人権に関する講座メニューを掲載し、出前講座をPRした。人権に関する講座メニューに対する申込が1件、出前講座全体としては85件の利用があった。	100%	計画から事業削除
9	教養・趣味講座の開設	各種公民館講座を実施し、人間性向上及び人格形成の推進を図る。	生涯学習課	前期と後期に分け5講座ずつ講座を案内し、前期5講座、後期4講座を実施した。また、広報折込や町のLINEで周知を図った。	100%	公民館講座を通して、趣味・教養の向上を目指すだけでなく、学んだことを地域内の行事等で生かせるよう、人材育成につなげていく。
10	人権週間講演会の実施・街頭啓発	幅広い層の住民が、さまざまな人権問題について考える機会として講演会の開催や街頭啓発を実施する。	人権・同和対策室	12月に講演会、街頭啓発を行った。講演会参加者は167名。街頭啓発では、町内6店舗において、講演会の周知、啓発物品を配布した。講演会の参加者の固定化、街頭啓発の効果検証が課題である。	100%	あらゆる人権問題を取り上げ、広く町民が参加できるように、曜日や時間の検討を行う。街頭啓発においては、講演会だけでなく、人権週間の意義を周知する機会とする工夫を検討する。
11	地域コミュニティの推進	地域の特性を生かした自主的活動を促進し、住民相互の支え合いを核に協働して「住民主体のまちづくり」に取り組むため、コミュニティに関する理解促進や意識の醸成に取り組む。	企画課	コミュニティ助成事業を通してコミュニティ活動に対する支援を実施した。	100%	町単独の郷づくり事業や国県のコミュニティ補助事業等の活用を推進する。区長会等でコミュニティ活動の理解促進を図る。
12	資料収集・提供	住民の意識改革、向上への一環として、資料の収集や教材の作成を行い、学習する機会を提供する。	人権・同和対策室	朝倉地区と連携し、人権パネル展を行った。また、二十歳の集いにおいて人権啓発ハンドブックを配布、若年層への啓発を図った。人権学習教材として、本年度、ハラスメントについての教材を作成した。テーマごとの教材を充実させることが課題。	80%	ホームページにおいて、一部の人権課題に関する資料掲載をしている。引き続き資料収集、提供を行っていく。
13	人権問題啓発冊子の発行	朝倉地区（筑前町、東峰村、朝倉市）より、編集委員を選出し、さまざまな人権問題について協議を重ね、人権啓発冊子を発行する。	人権・同和対策室	朝倉地区の構成団体選出委員で構成された編集委員会において作成された啓発カレンダー「ひらけ未来に36集」を町内全世帯に配布した。また、町内小・中学校、庁舎内、公共施設に掲示するため各所管へ配布した。	100%	朝倉地区との連携により、引き続き啓発冊子（カレンダー）を作成する。
14	人権擁護委員との連携	人権擁護委員と連携し、人権啓発、相談事業などを実施する。	人権・同和対策室	講演会、解放文化祭、街頭啓発、企業啓発、「人権の花」運動などの事業において人権擁護委員との連携を行った。人権擁護委員の活動に関して、委員の就任、表彰、相談窓口など広報や防災無線で周知した。	100%	人権擁護委員と役割分担をし、連携して啓発活動を行っていく。
15	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を図り、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指す。	福祉課	民生委員児童委員協議会の定例会で部落差別問題について学習した。個別の相談は、民生委員・児童委員と連携を図り、必要に応じて関係機関へ繋いだ。	100%	民生委員児童委員協議会の定例会で人権についての研修を1回以上行い、人権についての理解を深める。
16	朝倉地区人権啓発情報センターとの連携	筑前町、東峰村、朝倉市の3市町村が差別のないまちづくりの拠点として設立した朝倉地区人権啓発情報センターと連携し、啓発、相談、研修などを実施する。	人権・同和対策室	本町から専任職員1人が勤務し、朝倉地区における行政職員研修や、巡回パネル展、ヒューマンライツシアターなどの事業を実施した。朝倉地区の拠点として事業のPDCAを進める必要がある。	100%	引き続き連携し、事業を実施していくが、事業内容の検証、運営改善など、効率化を図るための検討を行う。
17	各種団体などの研修の実施	町同推協各部会を構成する団体などの研修を全庁的に実施する。	全庁	関係各課において、各種団体等に対し、別紙のとおり研修を実施した。	別紙のとおり	広く町民と接する業務を行う各種委員等を対象に、人権問題に対する理解が深まるような研修を行う。

18	企業啓発	7月の県同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に、町内企業・事業所等への啓発を行い、連携を深める。	人権・同和対策室	7月に、町内20事業所、保育所幼稚園17カ所へ資料郵送による啓発を行った。また、12月には保育所幼稚園5カ所を訪問し、職場内研修の状況確認、人権セミナーの周知を行った。企業との接点がなく、企業における人権啓発の推進が課題である。	50%	商工会との協議を行い、理解を求める。
19	朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会	朝倉地区の市町村の連携により、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざして、解放こども会指導員の設置、人権・同和教育研究会の開催、人権啓発冊子の発行などを行う。	人権・同和対策室	朝倉地区同推進の構成員として、社会教育部会、行政部会に参画した。具体的には、「ひらけ未来に」の刊行、「ニコニコひろがる！ひまわりの花運動」「巡回パネル展」「人権・同和教育研究会」の実施など。また、解放こども会指導員1人を本町に配置した。	100%	朝倉同推進構成市町村として、引き続き参画し、効果的な事業実施を推進する。
20	防犯灯整備事業	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	地元区長からの防犯・通行上危険箇所への防犯灯設置要望に基づき、設置基準に準じて新設を行った。また、既存の防犯灯については、地元区長等からの状況報告及び電気事業者と連携し、維持管理に努めた。	100%	防犯対策や夜間通行時の安全確保として、引き続き地域と連携して防犯灯の適切な管理・運営に務める。
21	道路新設改良事業 道路維持補修事業	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	地域特性を考慮した道路施設の整備の実施や傷んだ舗装箇所の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安全で快適に道路を利用できるように改善した。	左記のとおり達成	総合計画等に基づく道路施設の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路施設の点検・維持管理を行う。国・県道の整備については、機能性・安全性の更なる向上のため、継続して各関係機関への要望活動を行っていく。
22	交通安全施設整備事業	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で66箇所の交通安全施設を整備し、安全性と道路交通の円滑化の向上を図った。また、各関係機関と通学路合同点検を行い、それぞれの現場に対応した安全対策を実施し、通学路の安全確保に努めた。	左記のとおり達成	道路利用者の安心・安全の確保や更なる利便性の向上のため、老朽化した施設の定期的な更新を実施するなど、交通安全施設の整備を継続して行う。
23	都市公園維持管理業務	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園の園地清掃及び樹木剪定や、公園遊具の点検・更新並びに公園施設の修繕等により安全で快適な空間づくりに努めた。	100%	安心安全なゆとりの空間を維持していくため、継続して維持管理に努める。
24	防犯・防災体制の充実	防犯や防災に関する情報提供に努める。	環境防災課	転入者へのハザードマップや防災行政無線について説明を行い、情報提供に努めた。また、公式LINE、ホームページ及び広報においても、交通安全週間の活動や防災訓練についての情報を発信した。	100%	今後も様々な手法により、防犯や防災に関する情報を適切に提供する。
25	公共施設のバリアフリー化	誰もが利用しやすいよう、施設内設備や駐車場などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用を推進する。	財政課 企画課 生涯学習課 人権・同和対策室 住民課 福祉課 教育課 こども課	誰もが利用しやすいよう公共施設内の設備や駐車場の補修等の維持管理に努めた。また、利用者に対し、段差注意の促しやスロープの案内を行うなど施設内での安全や負担軽減を図った。 隣保館玄関のスロープに屋根を設置し、雨天時の安全対策を行った。（人権・同和対策室） こども未来館の出入口はバリアフリー対応しているが、施設内（2階への動線確保、身障者向けトイレの設置）は施設の老朽化もあり対応できていない。（教育課） 子育て支援センターあいあいの建物は古く、バリアフリー（トイレ・スロープ・エレベーター等）対応はできていない。（こども課）	左記のとおり達成	引き続き、誰もが利用しやすいように施設内設備や駐車場の補修や改善に努め、改修等に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を推進する。

2 同和問題（部落差別）

【推進方針】

「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別を解消し人権を擁護する条例」の趣旨を踏まえ、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と課題のもとに、行政機関や学校、企業等が連携し、効果的な取組を通して同和問題（部落差別）に関する正しい認識を深め、住民一人ひとりが自主的に意識改革に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

課題 目標	①啓発の推進 (ア) 啓発活動の充実及び推進 (イ) 企業における啓発活動の推進 (ウ) えせ同和行為の排除 ②人権・同和教育の推進 (ア) 学校教育における人権・同和教育の推進 (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進 ③相談体制の強化 (ア) 相談窓口の周知と体制の充実
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度実績・評価（課題）	達成度	令和8年度の取組
26	①啓発の推進 (7)	日常業務における啓発	日常業務において、部落差別につながる身元調査、土地調査等について全職員が正しい認識を持ち住民啓発に取り組む。	全庁	7月の同和問題啓発強調月間に「身元調査お断り」バッジを着用し、啓発活動に全職員で取り組んだ。業務において身元調査等の問合せはなかったが、職員全体で身元調査禁止の意識を共有している。	100%	全職員が部落差別に対する正しい認識の確認と人権感覚を高めることに努め、身元調査お断りバッジ着用等、強調月間を中心に啓発活動に引き続き取り組む。
27		本人通知制度、不正取得通知制度	住民票の写し等の第三者交付に係る通知制度を周知し、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る。	住民課	各種証明書の交付の際は、申請者の本人確認を適切に行い交付業務を行った。住民票の写し等の第三者への交付に係る「通知制度」では、町のホームページや広報紙8月号に制度の目的や登録方法などを掲載、随時転入者に制度を案内し周知を行った。その結果、新規の登録者数102人、現在の登録者数は331人と増加した。第三者等への交付に係る登録者への通知人数は6人であった。また、今年度末で登録期間が満了する64人に「期間満了と更新手続き」の通知を行い、不正取得防止に努めた。（数字はR8.1.6現在）	100%	他の自治体では、不正取得事案が発生しており、今後も引き続き法務局や県と連携しながら不正取得防止に努める。また町の広報誌やホームページ等で本人通知制度について周知し、登録を呼びかける。
28		街頭啓発の実施や講演会の開催	7月の県同和問題啓発強調月間に啓発チラシなどを配布し街頭啓発を実施する。筑前町同和問題啓発強調月間講演会を開催する。	人権・同和对策室	講演会を実施、194人の参加があった。街頭啓発は町内6店舗で実施、講演会のチラシ、条例チラシ、啓発物品を配布した。講演会の参加者の固定化、街頭啓発の効果検証が課題である。	100%	講演会に関しては、講師の選定や実施方法を引き続き研究していく。街頭啓発に関しては、講演会だけでなく強調月間の意義を周知する機会とする工夫を検討する。
29		隣保館運営事業	社会福祉及び人権啓発の交流拠点施設として人権啓発活動を推進する。	人権・同和对策室 (隣保館)	隣保館において、各種講座を開設し住民交流を促進した。また、解放文化祭の実施、連続講座5講座、隣保館講演会を開催し、学校、行政、町民に対し啓発を推進した。	100%	隣保館連続講座、講演会、解放文化祭の開催など継続して取り組み、住民啓発、交流の促進を図る。
30		広域隣保活動事業	隣保館が設置されていない地域において、地域住民の生活の改善及び向上を図ると共に、地域住民の人権問題に対する理解を深めるため既存の各種公的施設を活用して隣保事業を実施する。	人権・同和对策室 (隣保館)	隣保館から離れた地域においては、月2回の巡回を実施。また、指導員が各集会所に向いて健康体操等を実施し、高齢者の健康維持に務めた。	100%	各地域とも高齢化が進んでおり、講座内容の精査及び時間帯を昼間にする等をし、5つの講座開設を目指す。
31		部落差別解消のための取組	部落差別解消推進法を踏まえ、住民意識調査や同和地区生活実態等調査を参考にしながら、相談体制の充実及び啓発・教育の推進を図る。	人権・同和对策室	朝倉地域や関係機関と連携し、あらゆる機会を通じ、部落差別解消推進法、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例、筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例等の周知を行った。	100%	あらゆる機会を通じて、法律や県・町条例の周知や、隣保館相談事業の活用を啓発していく。
32		地域交流促進事業	隣保館の休日開館や各種講座の開催により、地域住民相互の交流・促進を図る。	人権・同和对策室 (隣保館)	コロナ禍後、子どもや高齢者のコミュニティが大きく崩れている。夜間の講座を昼間に変える等して、参加しやすい休日開館講座や各種講座を実施している。また広報誌を利用し、誰もが講座参加できるようPRし、住民相互の促進を実施している。	100%	防災無線や広報誌、町のLINEを利用し、人権連続講座をはじめ各講座地区内外交流促進のため、全町民を対象に呼びかけていく。

18	① 啓発の推進	(イ)	企業啓発(再掲)	7月の県同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に、町内企業・事業所等への啓発を行い、連携を深める。	人権・同和対策室	7月と12月に、町内20事業所、保育所幼稚園17カ所へ資料郵送による啓発を行った。また、12月には保育所幼稚園5カ所を訪問し、職場内研修の状況確認、人権セミナーの周知を行った。企業との接点がなく、企業内の人権研修等の状況把握が課題である。	50%	商工会との協議を行い、理解を求める。
33			朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、公正・公平な採用、企業内における人権・同和問題学習を推進する。	人権・同和対策室	朝倉地区企業内同和問題推進協議会主催の講演会等において、企業内の現状や課題を共有するために積極的に参加する。連携拡充が課題。	50%	朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携について、具体策を検討する。
34		(ウ)	えせ同和行為の排除	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、えせ同和行為を排除する。	人権・同和対策室	ハローワーク、法務局等関係機関と連携して企業等への情報提供や、えせ同和行為についての周知を図る。	50%	引き続き情報提供や周知を図る。
35	② 人権・同和教育の推進	(7)	人権・同和教育推進協議会学校教育部会研究助成	町人権・同和教育推進協議会学校教育部会が取り組む、人権・同和教育推進に必要な研究や実践活動などを助成する。	教育課	人権・同和教育推進のための助成を行い、中牟田小学校、三並小学校での公開授業を2回、教育部会での学習会などを実施した。	100%	学校教育部会において、計画的・継続的な研究を行い、公開授業、学習会等を行う。
36			学校教育における同和教育の推進	学校教育における全教科・全領域の中で、人権尊重の精神を育む教育を推進する。	教育課	教育活動全体を通じて、人権教育が尊重される授業づくりの工夫を進めるよう指導した。	100%	継続して人権尊重の精神を育む教育を推進する。
37			社会教育における同和教育の推進	社会教育のあらゆる機会に基本的人権を基調とする人権学習を取り入れ、人権尊重の自覚を高め、「差別のない明るい町づくり」を推進する。	人権・同和対策室	講演会や人権セミナーの実施や広報紙、人権啓発冊子「ひらけ未来に」等を通し、教育・啓発を行った。	100%	生涯学習の一テーマとして人権に関する講演会や講座、映画上映などの機会を設け、全住民を対象に引き続き実施していく。
					生涯学習課	各団体へ、講演会やセミナーの周知をし参加促進を行った。	100%	引き続き、様々な機会を通して啓発を行っていく。
17		(イ)	各種団体などの研修の実施(再掲)	町同推協各部会を構成する団体などの研修を全庁的に実施する。	全庁	関係各課において、各種団体等に対し、別紙のとおり研修を実施した。	別紙のとおり	広く町民と接する業務を行う団体を対象に、様々な人権問題に対する理解が深まるような研修内容を実施する。
38			解放こども会の運営支援	部落差別の現実の中にいるこどもたち一人ひとりの生活を確立するため、進路や生活体験を保障し、さらに部落差別に対する科学的認識を身につけ、部落解放にむけて差別と闘うこどもたちを育てることを目的に、補充学習や解放学習を支援する。	人権・同和対策室	解放こども会運営委員会による年間活動計画に従い、活動支援を行った。	100%	引き続き、こども会活動の支援に取り組む。
39	③ 相談体制の強化	(7)	隣保館相談事業	地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行い、社会福祉及び保健衛生に関する事業などを積極的かつ総合的に行う。	人権・同和対策室(隣保館)	隣保館では年に1回「隣保館だより」を全戸配布し、同和地区のみならず全地域からの相談を受けており、複雑な相談に関しては各課及びハローワーク、福祉事務所等と連携し、最善の対応を実施した。	100%	隣保館だよりを全戸配布することにより、地区外からの相談事業にもしっかり対応し、解放文化祭、学級・講座・人権連続講座、隣保館講演会は年2回で計画している。地域巡回・広域巡回・高齢者訪問を各月2回実施する。

3 女性

【推進方針】

女性の人権が尊重される社会実現のために、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、暴力やハラスメントを根絶し、すべての人の共生社会の形成に向けて、以下の取組を積極的に推進します。

課題 目標	①女性の人権が尊重される社会づくり (ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) 生涯を通じた女性の保健福祉支援体制の整備 ②あらゆる暴力の根絶と被害者の保護 (ア) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない環境づくりの推進 (イ) 相談窓口の設置や被害者支援体制の整備 ③あらゆる場における意識改革 (ア) 子育てや介護と就労の両立支援 (イ) 男女共同参画社会づくりの推進
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度の取組
40	①女性の人権が尊重される社会づくり	(ア) 男女共同参画に関する広報・啓発活動	啓発冊子の発行・活用、各種刊行物における性ととられない表現の使用の推進、情報の収集、提供を行う。	企画課	毎月広報紙に男女共同参画に関する情報や講座等の取組内容を掲載し啓発を行った。また、職員を対象とした県主催講座の参加者に対し、行政刊行物作成の手引き(ガイドライン)を配布し、男女共同参画の視点をもった表現を使用するよう説明した。	100%	引き続き情報発信や啓発に努める。
41		男女共同参画の講座・研修会の開催	男女平等、男女共同参画について継続的に学ぶ講座や研修会などを開催する。 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画セミナー	企画課	家族でクッキング講座(2回)、中高生向けスイーツ作り講座(1回)、就業支援パワーポイント講座(全3回)、子育て保護者向けリラククス講座(1回)を開催し、その際、アンコンシャスバイアス、デートDV等のミニ講座を行い学習の機会とした。	100%	講演会・セミナーの内容を検討しながら取り組んでいく。
42		男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育を推進する。	教育課	各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて実施するよう指導した。	100%	継続して取組を推進する。
43	(イ)	思春期保健対策の支援	性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。また、学校教育において自分の体を守るための女性がん検診の必要性・重要性の啓発に努める。	教育課	小・中学校で、道徳、特別活動、保健指導等において、性に関する学習を行った。	100%	継続して、計画的に学校教育の中で取り組んでいく。
			性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。学校と協力し、思春期赤ちゃんふれあい体験学習により、命の尊さやお互いを思いやる心を育む。	こども課	乳幼児健診での赤ちゃんふれあい体験は健診受診者の増加等の理由により実施が難しい状況にある。そのため、町内の保育所において赤ちゃんふれあい体験が行えるよう三輪中学校、町内保育所と調整を行った。自己肯定感を高め、命を大切にすることを育てられるよう実施形態は変わったものの、中学校と連携し実施することができた。	100%	学校と連携しながら内容・実施方法について検討していく。
44		妊婦健康診査	妊婦健診の必要性を啓発し、母体や胎児の健康を確保する。回数・内容については、国・県の動向により検討する。	こども課	妊婦健康診査受診券を14回分交付した。母子手帳交付時に、妊婦健診の大切さを伝え受診を促した。	100%	今後も回数・内容について国・県の動向により検討する。

45	①女性の 人権が尊重される社 会づくり	(イ)	健康対策支援	子宮頸がん・乳がんの早期発見のためにより正しい測定結果となるよう検査手法等を管理し、質の高いがん検診を実施する。また、骨密度検査を実施し、女性に多く長期要介護の原因となる骨粗しょう症予防を行い生き生きとした健康生活の増進を図る。	健康課	集団健診では女性がん検診を20回実施。検診機会を増やすため、個別検診が可能な医療機関を子宮頸がん・乳がんそれぞれ1医療機関増やしたことで検診受診者が増えた。また、骨粗鬆検査についても女性がん検診と同日に実施した。	100%	広報紙やホームページなどで啓発し、受診率のさらなる向上を目指す。また、集団健診で実施する女性がん検診の回数は20回を維持する。
46			こころの相談	妊娠期のマタニティブルーや更年期うつなど、精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	月3回程度開催し、適宜対応を行った。また、継続支援が必要な方等についてはこども課など関係機関と連携し対応を行った。相談者の中には自殺リスクが高い者もいるため、支援の際には今後も注意が必要と思われる。	100%	継続して相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を継続して毎月3回程度開催する。
47	②あらゆる暴力の根絶と被害者の保護	(ア)	女性に対するあらゆる暴力防止に向けた啓発	DVや性犯罪、ハラスメント、虐待などの暴力を容認しない社会を目指し、庁内及び関係機関と連携し、あらゆる媒体を通じて啓発を推進する。	企画課	11月の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、広報紙での啓発や、こども課と連携し女性の暴力及び児童虐待の防止に関するパネル展示とシンボルツリーの設置を行い、啓発の取組をすすめた。	100%	継続し啓発を行う。
48			災害対応への女性の視点拡充	大規模災害時に備えて、女性の視点に基づいた防災計画全般に反映を図る。	環境防災課	女性の視点を取り込んだ防災計画等は策定済みであり、社会福祉協議会やDWAT等、女性運営者の視点から、避難行動や避難所開設等の訓練により設備、必要品等の意見を受けることができた。今後も継続した訓練を通して適宜見直しを行う。	100%	女性の防災士資格取得を推進するとともに、引き続き、訓練や研修会を通して、多様な視点からの意見を取り入れ、各種計画に盛り込んでいく。
49			女性に関する相談支援	女性相談ホットラインなどの開設により、相談支援体制の充実に努める。	企画課	ホットラインの設置と男女共同参画センターリブラや企画課など女性に関する相談窓口について、案内カードを町施設や町内店舗に配布し、広く周知した。また、県や関係機関とも連携し相談体制の充実に努めた。	100%	引き続き相談支援の充実に努める。
50		(イ)	DVなどの被害者支援体制の確立	庁内連携会議や県、警察、自治体などの関係機関と必要に応じて連携・支援する。	企画課	DVなどの相談に対し、必要に応じ、言語通訳や関係手続に関する支援を行い、関係機関や関係課とも情報共有、連携しながら対応を行った。	80%	DV等相談支援体制の強化に努める。職員の相談支援スキルの向上及び関係機関との連携を図る。
51			住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV・ストーカー等被害者から住民基本台帳事務における支援措置の申し出があった場合、住民票の写し等の発行抑止をかけ、加害者やその代理人には住民票の写し等の交付や閲覧ができないようにする。	住民課	支援措置の申し出があったときは、制度の仕組みを説明して同意をいただき、関係課と情報の共有を行って支援を行った。住民票の写し等の交付では、支援措置の申請時に提出していた本人確認書類の提示を求め、窓口のみでの対面交付を実施した。	100%	支援措置申出者の状況に配慮しながら、制度の内容を理解してもらい支援を行う。また、窓口のみの対面交付となるため、申請時に提出した本人確認書類で本人確認を行い、本人以外への交付防止に努める。
52		男女共同参画苦情処理委員の設置	男女共同参画苦情処理委員制度の周知に取り組む	企画課	男女共同参画推進の視点における苦情などの申出方法等について、町ホームページに掲載し周知を行った。	100%	機会をとらえ、周知に努める。	
53	③あらゆる場における意識改革	(ア)	女性農業者の所得向上に向けた啓発	農業生産活動における環境整備、加工品開発など新たな取組を推進する。	農林商工課	女性認定農業者の育成や新品目導入支援により、女性農業者の経営参画を促進し、所得向上に向けた取組を行った。	100%	関係機関と連携し取組を継続すると共に、引き続き啓発を行う。
54			子育て講座などへの男性の参加推進	男性の育児・子育てなどへの関わりを深めるため、男性も参加しやすいプログラムや行事を行う。	こども課	広報紙やホームページ等により子育て講座、イベントの周知に努めた。子育て支援センターには12月までにあいあい広場47人、たんぼ広場22人の男性の利用があった。講座では12月までにベビーマッサージ2人、野菜の苗植え講座3人、ファミサポ事業説明に1人、計6人男性の参加があった。	100%	時間設定・内容など男性も参加しやすい講習会やイベントを検討し企画する。

55	(7)	就労支援事業	関係機関との連携により、就労支援講座や相談事業を実施する。	企画課	就業支援としてパワーポイント講座を実施し、実務に役立つスキルを習得する機会を提供した。また、起業支援として、おうち起業の始め方講座を実施し、さらに実践編としてマルシェを開催した。	100%	講座の充実を図る。 また、県や商工会と連携を図り、就労支援相談、サポートの体制整備強化に努める。 起業に繋がるよう起業支援講座の実践編を行う。
56		職業生活と家庭生活との両立の推進	男女共同参画の理念を基に、男女共同参画社会の実現そして家庭と仕事の両立推進のための啓発活動を行う。 ・労働相談事業の情報提供 ・就業相談事業の情報提供 ・出産・育児などによる退職者再就職支援事業の情報提供	企画課	求人及び就労訓練情報を窓口で配架し情報提供を行うとともに、リブラ主催講座として、就業支援パワーポイント講座を実施し、あわせて参加者に対しワーク・ライフ・バランスのミニ講座で意識の啓発も行った。また、家族でクッキング講座の際には、固定的性別役割分担意識の解消のためのミニ講座を行った。 町内事業所・企業に向けて、子育て・介護応援宣言の登録について広報紙に掲載し啓発を行った。	100%	引き続き啓発を行う。
				農林商工課	労働や就業に関するパンフレットを配置した。また、各種相談会情報を広報紙およびホームページに掲載し周知した。	100%	労働者支援事務所などと連携し、継続して情報提供を行う。
57	③あらゆる場における意識改革	地域の中での男女共同参画の推進	年齢や性別にかかわらず個性と能力を発揮して様々な活動に参画していけるように、地域向け情報発信し、啓発を行う。	企画課	広報紙に、介護や子育て、地域の役員など、家庭や地域の中で性別を理由とした役割を無意識にしているかというアンコンシャスバイアスの記事を掲載し広く周知を行った。	100%	地域や家庭におけるアンコンシャスバイアスの解消に向け取組を継続してすすめる。
58		女性人材リスト登録事業	女性人材リスト登録事業を啓発し、登録をすすめる。	企画課	女性人材リスト事業について広報とホームページに掲載し登録を呼びかけたが、新規登録者はいなかった。庁内会議の委員任用にあたりリストの提供を1課に行った。	100%	各セミナーにおいて登録をすすめ、更に人材発掘に努める。 研修や交流会を開催し、人材育成に努める。 人材リストの見直し、更新を行う。
59		各種団体への啓発	各種団体へ男女共同参画の理解を広める啓発を行う。	企画課	県の男女平等フォーラムイベントの視聴会場を男女共同参画センターリブラに設置し、女性人材リスト登録者や関係団体に案内して啓発の機会を提供した。各種団体に対しての啓発までは行っていない。	60%	継続して女性役員の参画について理解をすすめる。
60		女性農業者の地位向上に向けた啓発	「家族経営協定締結」・「共同申請」の普及、啓発を行う。	農林商工課	農業者の認定および更新の際に、女性の農業参画のため案内を行った。	100%	関係機関とも連携し、引き続き普及、啓発に努める。
61		審議会などへの女性の参画	女性参画の目標値を定め、達成へ向け全庁で取り組む。また「公募」により女性が手を挙げやすい環境をつくる。	企画課	(企画課) 男女共同参画推進審議会委員として公募で女性委員を任用している。また、庁内会議等に積極的に女性委員を任用してもらうよう、女性人材リストの提供を行ったが、庁内全体において審議会等への女性の参画の働きかけまではできていない。町の審議会等への女性の割合は、4月1日現在で40.2%であった。	左記のとおり達成	42%台を目標に全庁で取り組む。

4 こども

【推進方針】

子育て支援体制の整備、地域ぐるみでこどもを育てる環境や家庭の教育力の向上などこどもが健やかに育まれる環境づくりを推進していきます。
また、未来を担うこどもたち一人ひとりの人権を尊重し、こどもの権利の尊重と擁護に向けた取組を積極的に推進していけるよう、「こどもの権利条約」及び「筑前町こどもの権利条例」に基づいた取組を推進します。

課題 目標	①こどもの人権が尊重されるまちづくり (ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) こどもの権利を守るネットワークの構築 (ウ) こどもの権利擁護 ②子育て支援に関する環境づくり (ア) 子育てを応援する仕組みづくり (イ) 相談体制の充実 ③こどもの安全の確保 (ア) こどもの健全育成の推進 (イ) 児童虐待防止対策の充実
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度の取組
62	(ア)	筑前町こどもの権利条例の啓発	こどもの権利条例を町民に広く周知し、理解を深める啓発を実施する。幼稚園・保育所(園)・小中学校と連携し、児童・生徒・保護者への説明及び住民への啓発を行う。	こども課	小学校を訪問し、町内の小学4年生を対象に、こどもの権利条例についての啓発とこども未来センターの紹介を行い、周知した。隣保館の人権連続講座で住民向けにこどもの権利条例についての講座を実施。こどもの集いや解放文化祭でこどもや住民に啓発活動を行った。	100%	引き続き、こどもの権利並びにこども未来センターについて、人権イベント等を通じ周知啓発を行う。
63	①こどもの人権が尊重されるまちづくり	スクールソーシャルワーカーの配置	いじめや不登校といった児童生徒が置かれている環境問題に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭・学校・地域・関係機関などと支援のネットワークを築き、本人や家族が自ら対処する能力を高めるよう支援する。	教育課	各学校の要請に基づき、計画的に支援を行った。こども未来センターや各学校に設置した校内支援センターと情報共有や連携した支援を実施した。	100%	関係諸機関との連携をし、児童・生徒・保護者等への支援を行う。
64		スクールカウンセラーの配置	中学校には県費によりスクールカウンセラーが配置されているが、小学校にも必要と認め町単独で小学校に2名スクールカウンセラーを配置し、小中連携を図る。	教育課	各学校への相談件数が年々増加傾向であり、県費事業(スクールカウンセラー・スーパーバイザー派遣)を活用しながら、児童生徒の相談に応じた。	100%	町費スクールカウンセラーと県費スクールカウンセラー配置等を引き続き活用する。
65		適応指導教室	不登校やひきこもりなどの問題を抱える児童生徒の居場所づくりを行い、学習・生活・社会面での指導を行い、自分のよさを再認識しながら他者との信頼関係づくりを行う。	教育課	指導主事を教育課に配置し、学校と連携した指導助言を行った。	100%	計画的なプログラムの構築を図り、スムーズな学校復帰を支援する。
66		こども未来センター	児童虐待等の、こどもの権利が脅かされる事態の未然防止と再発防止のため、関係機関で情報共有と支援を実施する。	こども課	こども家庭支援員を配置し、こどもの権利を守るために、保育所・幼稚園・学校・地域・関係機関と連携を図った。	100%	こどもの権利を守るため、関係機関と連携して支援を行う。
67		こども未来センターでの自主的活動支援	こども未来センターにこどもの居場所「ミラクルーム」を設置し、自主的活動を支援する。また、いじめや不登校などの問題で学校などでの集団生活に馴染めないこどもの安心できる居場所としても「ミラクルーム」を活用する。	こども課	こども課とこども未来センターの場所が移って以降、「ミラクルーム」は、親子がゆっくり手続きや相談できる場所として活用した。	100%	計画から事業削除
68	(カ)	こどもの権利救済	こどもの権利を救済するため、こどもの権利相談機関と、こどもの権利救済委員会を設置して、こどもの権利を守る体制を整備する。	こども課	こどもの権利相談機関(こども相談室)が学校を訪問し、こどもの気持ちを聞く場を設けた。権利救済の申し立てはなかった。	100%	こどもが安心して意見を表明できる場を提供する体制づくりに努める。
69		要保護児童対策地域協議会	0歳から18歳までのこどもが、心身共に健やかに生活し成長するために児童相談体制の充実を図る。	こども課	要保護児童等に関する情報や適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、必要に応じてケース会議を実施して関係機関で共通認識を持って支援している。	100%	こどもや家族支援について関係機関が連携しやすい体制づくりに努める。

70	こども医療対策費	こどもの医療費の一部を補助することにより、福祉の向上を図る。	健康課	高校生世代までの対象者の福祉の向上を図るため、医療費の一部負担金を補助した。(高校生世代は入院医療費のみ)	100%	継続して対象者への制度周知を行い、県基準と同等の補助を実施する。 3歳から就学前までの医療費補助の一部、高校生世代の入院医療費補助は、町独自で実施しているが、近隣自治体の助成対象拡大を受け、助成対象拡大について検討する。
71	ひとり親家庭等医療対策費	ひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助する。	健康課	ひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童などひとり親医療対象者の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助した。	100%	継続して対象者への制度周知を行い、県基準と同等の補助を実施する。
72	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスの拡充や資質向上に努める。 ・通常保育事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業 ・広域入所	こども課	年々増加する入所希望に対応するため、新たに1園認可保育所の整備を行った。	100%	待機児童解消策として整備した認可保育所が、令和8年4月より1園開園する。また、各保育所の協力を得ながら弾力的運用により、定員を超えた受入れを行うことで、待機児童保護者の入所希望に対応する。
73	学童保育事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇時に適切な遊び及び生活の場を設けて、その健全な育成を図る。	こども課	学童保育所の安定的運営や入所希望者増に対応していくため、町内全域の運営を委託する事業者の選定を行うとともに、待機児童の多い中牟田小学校において第2学童の施設整備を行った。	100%	令和8年4月から、町内全域の運営を1事業者で実施する。また、待機児童解消のため、中牟田小の第2学童を4月より開所する。
74	子育て短期支援事業	緊急一時的な事情や子育ての不安などにより生じる、家庭での養育が困難な家庭に対して、児童及び母子等を保護し、生活の安全を確保する。	こども課	窓口や相談時に周知し、2世帯2名の利用があった。委託先事業所を増やし、サービスを必要とする人が利用できるよう整備した。	100%	継続して、緊急一時的な利用のみでなく子育て支援としての周知を行っていく。
75	病後児サポート事業	病後の体力回復期にある児童の保護者が、就労等の理由により家庭での保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。	こども課	小郡市、筑紫野市等福岡地域、久留米市等南筑後地域と協定を締結し、施設利用を案内した。	100%	協定を締結している地域における病後児保育の提供について、広く利用案内を行う
76	小児医療の充実	広域での救急体制整備について関係機関に協力要請を行い、安心して受診できる小児医療の充実を図る。	健康課	朝倉医師会病院に委託し休日夜間急患センターの小児科診療を実施した。また、救急時の電話相談である#8000や#7119の啓発を行った。	100%	休日夜間急患センターの小児科診療について、広報紙等で周知に努める。また、救急時の電話相談である#8000や#7119の啓発も行う。
77	子育て支援ネットワークづくり	子育ての情報が十分に行き届き、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供することができるよう、地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促進する。	こども課	保育所、担当課、その他関係する部署の連携により、子育て支援サービス利用のための情報提供を行った。	100%	関係機関が連携しやすい体制について、関係各課・各機関との協議を行う。
78	児童手当制度	養育者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	健康課	国の制度に基づき、広報紙やHPにより啓発を行い、申請の漏れがないよう実施した。	100%	関係機関との連携、広報紙等で周知を図り、申請漏れのないように努める。
79	幼稚園施設等利用給付費補助事業	家庭の状況に応じて認定を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ると共に、幼稚園教育の振興のため、保護者に対し入園料及び保育料を減免する。	教育課	保護者に対し入園料及び保育料の補助を行った。円滑な事業ができるよう各幼稚園へ制度の周知を行った。	100%	各幼稚園への制度周知及び新制度に準じた補助制度を実施する。
80	要・準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費・通学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	教育課	広報紙等により制度の周知を行い、申請のあった世帯のうち経済的理由による世帯に援助を行った。また、入学準備金は入学前に支給を行った。	100%	広報紙等で周知を図り、引き続き援助を実施していく。

②子育て支援に関する環境づくり

(7)

81	②子育て支援に関する環境づくり	(7)	赤ちゃんの駅事業	子育て中の親子が気軽に外出できるよう、公共施設・民間施設などの協力を得て、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の提供を行う。	こども課	登録施設へ電話または訪問し、旗・ポスターの交換、利用の確認等を行った。登録施設は52か所。	100%	登録施設の協力を得て、既存の赤ちゃんの駅がより利用しやすくなるように継続して整備していく。
82			私立幼稚園補助	こどもの幼児期における幼児教育の充実を図るため、町内私立幼稚園の施設整備・運営に必要な経費、及び園児の幼児教育に必要な経費の補助を行う。	教育課	町内私立幼稚園の幼児教育の充実を図るため必要な経費補助を、園児数の規模に応じて補助金交付を行った。	100%	継続して補助を実施する。
83			こどもや母親の健康の確保	保健、医療、福祉及び教育などの関係分野の連携をとり、「コスモスプラザ保健館」や「めくばー健康福祉館」を拠点とした地域における母子保健の充実に努める。 ・予防接種 ・乳幼児健康診査 ・育児・栄養相談 ・療育相談	こども課	関係分野の連携をとりながら母子保健活動の充実に努めた。	100%	母子保健活動の充実に努める。
84			産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児相談等を行う、「日帰り型」または「宿泊型」の産後ケアを実施。	こども課	サポートを必要とする人が利用できるように、産後ケア事業の周知徹底を図った。	100%	サポートを必要とする人が利用できるように、産後ケア事業の周知徹底を図る。
85			地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の孤立感、負担感などを軽減し、子育てに関する情報提供や子育てサークル支援、保護者同士の交流・相談ができる環境の充実に推進し、社会全体で子育てを支援する。	こども課	地域子育て支援拠点事業として、広場の開放やイベント、子育て講座などを行うと共に、保護者からの育児相談対応等を行った。また、子育て支援プログラムや情報紙、ホームページ、広報、アプリを活用し各種情報提供を行った。	100%	子育て中の保護者への相談対応、広場の運営、イベントや講座の企画、子育てに関する情報提供をする。必要に応じて関係機関、民間の対応できる場所を紹介する等の支援を行う。
86	(4)	(1)	こころの相談	育児不安や産後の精神的な不調、不登校やいじめなどによるこころの不安定状態など、保護者の精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	月3回程度開催し、適宜対応を行った。また、継続支援が必要な方等についてはこども課など関係機関と連携し対応を行った。相談者の中には自殺リスクが高い者もいるため、支援の際には今後も注意が必要と思われる。	100%	継続して相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を継続して毎月3回開催する。
85			地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て家庭の孤立感、負担感などを軽減し、子育てに関する情報提供や子育てサークル支援、保護者同士の交流・相談ができる環境の充実に推進し、社会全体で子育てを支援する。	こども課	地域子育て支援拠点事業として、広場の開放やイベント、子育て講座などを行うと共に、保護者からの育児相談対応等を行った。また、子育て支援プログラムや情報紙、ホームページ、広報、アプリを活用し各種情報提供を行った。	100%	子育て中の保護者への相談対応、広場の運営、イベントや講座の企画、子育てに関する情報提供をする。必要に応じて関係機関、民間の対応できる場所を紹介する等の支援を行う。
87			乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行う。	こども課	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行った。	100%	子育ての不安や負担を軽減できるよう支援を行っていく。
88			こども家庭センター（母子保健分）	乳幼児健診や相談事業などから、より積極的な支援が必要なこどもや家庭に対し支援を行う。	こども課	積極的な支援が必要なこどもや家庭に対し、児童福祉と母子保健の専門職が連携して妊娠・出産・子育て期に関する相談に応じ、必要な支援の提供を行った。	100%	母子保健と児童福祉の専門職が連携し、子育ての不安や負担を軽減できるよう支援を行っていく。
89			発達に課題を抱える就学前のこどもを持つ保護者や育児不安がある保護者の悩み・困りに対する相談やこどもとの関わり方の助言を臨床心理士等専門職が行う。	こども課	保健師、臨床心理士や作業療法士・言語聴覚士による個別相談・保育所への巡回相談を実施した。	100%	個別相談、幼稚園・保育所への巡回相談を実施する。	

90			こどもの交通安全を確保するための活動の推進	こどもを交通事故から守るため、警察、学校、交通安全協会との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進する。 ・交通安全教室などの実施 ・交通指導員の育成と街頭指導の実施 ・朝倉地区交通安全協会によるチャイルドシートの貸し出し事業の情報提供	環境防災課	交通指導員と月1回の定例街頭活動を行い、警察・交通安全協会等と連携した街頭啓発キャンペーンを3回行った。また、学童保育に出向き出前講座を行い、交通安全意識の向上に努めた。	100%	関係機関、団体との連携を強化して、交通事故防止に努める。
					教育課	6月、2月の年2回、学校安全対策委員会を開催し、関係団体と連携した取り組みにより、安全活動の推進に努めた。	100%	継続して、学校安全対策委員会を開催し、関係機関等と連携して取り組んでいく。
91			各小・中学校の通学路の把握・点検	各小・中学校の通学路の危険箇所などの改善と安全の確保を行う。	教育課	6月から8月にかけて、通学路危険箇所の把握改善について、関係機関と現地調査、協議を実施した。	100%	毎年度継続して点検し、危険箇所を把握し、関係機関と連携し改善を行う。
92	③	(7)	こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	警察や関係団体、地域などと連携した防犯活動や、防犯灯の設置を進めるなどの防犯対策に努める。 ・朝倉警察署管内での学校警察連絡協議会運営の推進 ・地域防犯活動補助事業 ・少年補導員・中学校・警察署との情報・意見交換会の実施 ・集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロール ・「こども110番の家」設置促進 ・夜間巡回パトロール ・サポートタクシー制度の周知	環境防災課	町が保有する青パトを貸し出すなど、関係機関・団体が実施する地域防犯活動への支援を行った。また、ポスター・広報や出前講座での啓発活動で防犯意識の向上を図った。	100%	地域や関係機関と連携し、防犯活動の推進を行う。地域防犯活動補助金を広く周知し、地域防犯活動団体の育成や支援を行う。
					教育課	防犯対策における集団下校やスクールガードリーダーや地域ボランティアによる安全パトロールなどを実施し、不審者情報があった場合は、その場所を重点的に見守りを行った。	100%	防犯ブザーの携帯及び安全パトロールなどの実施を図ると共に、学警連や関係機関との情報交換を行う。
					生涯学習課	小中学校の長期休み期間及び必要に応じ、青少年育成町民会議各中学校区環境安全部会による夜間巡回パトロールを行った。また、朝倉タクシー協会、警察署と連携し、小学校でこどもを見守るサポートタクシーの啓発を行った。	100%	夜間巡回パトロール実施やサポートタクシーによる保護など、継続して活動することで抑止力となっている。今後も各種団体と連携しながら活動を進めていく。
93			地域の高齢者との世代間交流の推進	保育所や幼稚園、自治公民館等での活動を通じて、高齢者とこどもの交流を推進する。	美和みどり保育所	5月と11月にシニアクラブと野菜の収穫を実施した。また、9月には老人福祉施設を訪問し、世代間交流を図った。	100%	老人福祉施設訪問や収穫体験などを通し、地域の方々とシニアクラブとの世代間交流を図る。
					生涯学習課	自治公民館等活動推進事業について、5件交付を行った。自治公民館活動をより活発に行えるように、区長や自治公民館長などへ補助事業の周知を行った。	100%	自治公民館等での活動を通じて、地域の交流を推進するため、自治公民館等活動推進事業の継続周知を行う。
94			「食育」の推進	妊産婦や親子などを対象とした栄養指導のための教室を開催し、こどもが健やかに育つ食育の環境づくりに努める。 ・乳幼児健診での相談・助言 ・妊産婦を対象とした栄養指導 ・保育所における試食体験 ・幼稚園、保育所、学校給食での「食育」の推進及び家庭啓発 ・子育て支援事業における講演	教育課	こどもが作る「弁当の日」の取り組みを通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力の育成を図った。(実践校：三輪中、夜須中)	100%	第3次食育推進基本計画に則り、地産地消と共に食育を推進していく。
					こども課	母子手帳交付時やパパママ教室・乳幼児健診・すこやか相談で栄養指導を行った。離乳食教室や幼児食教室では、離乳食のすすめ方やこどもの年齢にあった食事の作り方の実習・指導を行った。子育て支援センターでは、親子で参加する野菜の苗植え講座や調理師による重ね煮講座を実施し、食育の推進を行った。	100%	相談しやすい環境をつくり、役立つ情報提供に努める。また、年2回野菜の苗植え講座。年間1回食育講座を実施する。
					美和みどり保育所	保育参画や親子観劇会の際に、保護者に給食やおやつを試食を提供したり、玄関に実物を展示するなど、食への興味関心につなげた。また、全家庭対象に朝食アンケートを実施し、朝食の重要性について周知した。	100%	家庭における食育の推進を図ることを目的に掲げ、情報提供や相談、指導などに努める。
95			スポーツ少年団事業	それぞれの活動を通して青少年の体と心を育てる。	生涯学習課	スポーツ少年団には現在17団体399名が在籍しており、指導員の指導の下、日々熱心に活動を行っている。	100%	団本部及び各団において、引き続きこどもたちの健全育成に努める。

96		地域活動指導員設置事業	こどもの生活体験、自然体験活動に関する企画立案指導を行う。	生涯学習課	県の補助を受け、地域活動指導員を配置している。豊かな経験と知識を生かし、様々な青少年事業の企画立案・活動指導等を行った。	100%	引き続き地域活動指導員を配置し、青少年事業の企画立案・実施及び指導を行う。
97		青少年育成町民会議	青少年健全育成に向けた様々な取り組みを行っている組織で、その活動を助成・支援する。	生涯学習課	青少年健全育成を目的に、青少年育成町民会議の各専門部会で夜間パトロールや広報紙発行、あいさつ運動、親子のつどいや野外体験活動等を実施しており、その支援を行った。全体事業として、委員会議とこどものつどいを開催した。委員会議では各部会活動報告と研修会（講演）を実施し、こども・若者の心の奥にある本音を理解することの大切さについて学ぶことができた。	100%	全体事業であるこどものつどいをはじめ、各専門部会の取り組みに対し継続した支援を行う。
98	③こどもの安全確保	(7) 自治公民館などの開放促進	地域のこどもたちが徒歩や自転車で行ける距離にある自治公民館などで、こどもの居場所づくりを促進する。	生涯学習課	自治公民館こども広場づくり等推進事業について、9件交付を行った。 こどもの居場所づくりを推進するため、自治公民館長及び青少年育成指導員などへ補助事業の周知を行った。	100%	自治公民館を開放したこどもの居場所づくりを促進するため、自治公民館こども広場づくり等推進事業の継続周知を行う。
43		思春期保健対策の支援（再掲）	性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。また、学校教育において自分の体を守るための女性がん検診の必要性・重要性の啓発に努める。 性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。 学校と協力し、思春期赤ちゃんふれあい体験学習により、命の尊さやお互いを思いやる心を育む。	教育課	小・中学校で、道徳、特別活動、保健指導等において健康に関する学習及び性に関する学習を行った。	100%	継続して、計画的に学校教育の中で取り組んでいく。
99		養育支援訪問事業	こどもの養育に支援を必要と判断した家庭に対し、専門職による育児に対する相談指導や、技術的援助を行う。	こども課	支援を必要とする家庭と関係性を構築し、必要に応じて相談対応を行ったり、訪問・電話などを通して定期的な見守りを行った。	100%	児童福祉と母子保健が一体となって連携を強化する。
100	(1)	児童虐待防止対策	関係機関との連携強化に努めると共に、児童虐待防止対策の情報共有及び研修実施等により知識・対応力の向上を図る。	こども課	児童虐待相談の調整機関として、情報集約や関係機関との連携を行った。これにより、効果的な支援に繋がっている。 積極的に研修に参加し、専門的対応力向上を図った。	100%	要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を図り、児童虐待防止に努める。 要保護児童対策地域協議会向けに児童虐待防止の研修を開催し、虐待対応力の向上を図る。

5 高齢者

【推進方針】
 高齢者が安心して活動的な暮らしができるよう、社会環境の整備・充実を図る施策を展開するとともに、お互いを認め合い支え合う社会の実現を目指すための啓発を行い、地域や事業者、行政が一体となり、高齢者の積極的な社会参加を支援します。また、介護や支援が必要になっても、住みなれた地域で安心して生活できるよう、生活支援体制の整備、介護保険や医療、年金制度の周知を図ります。

課題目標	①安心して暮らせる環境整備 (ア) 地域包括ケアシステムの体制づくり (イ) 高齢者相談支援の充実 (ウ) 保険、医療、年金制度の周知 (エ) 心身の健康支援 (オ) 権利擁護と虐待防止対策の充実 (カ) 道路、公園、公共施設等のバリアフリー化 ②社会参加の推進 (ア) 学習機会、就労機会、生きがいづくり支援の充実
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度取組	
101	①安心して暮らせる環境整備	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、家庭や地域において男女が共に支え合い、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症サポーター養成講座を実施する。	福祉課	認知症サポーター養成講座を地域のシニアクラブ、アクティブシニアセミナー等で実施した。	100%	認知症に対する理解・啓発活動の一環として、継続して実施する。	
102		高齢者等見守り・生活支援システム事業	在宅の一人暮らし高齢者等の緊急事態への対処及び日常における見守りや生活支援を図る。	福祉課	福岡安全センターに委託して実施。委託業者との詳細確認を随時実施した。在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、協力員と協力し、見守りや生活支援を実施した。関係機関とは毎月、情報交換のため会議をした。	100%	委託業者との連携を密に取りながら情報収集を図り、日常生活における不安の解消や支援、見守りに努める。	
103		ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク整備事業	地域ぐるみで、ひとり暮らしの高齢者などの見守りを行う体制整備の推進を図る。	福祉課	避難行動要支援者名簿整備事業として事業を実施。	100%	避難行動要支援者名簿整備事業として事業を実施する。	
104		(ア)	避難行動要支援者名簿整備事業	災害時に要支援者の迅速な安否確認及び日ごろの見守り活動を行うために、要支援者台帳への登録を行い、各関係機関で情報を共有する。	福祉課	民生委員・児童委員などの協力により要支援者の把握に努めた。関係機関と情報を共有することができた。	100%	民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。見守りネットワーク会議を活用し関係機関と情報共有・業務連携を図る。
105		在宅介護支援センター事業	在宅の要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス実施機関などとの連絡調整の便宜を供与し、地域福祉の向上を図る。	福祉課	在宅介護支援センター業務を、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。複雑な家族状況による相談にも対応できた。	100%	在宅介護支援センターは、町福祉行政の要であり、高齢者やその家族の支援に努める。	
106		社会福祉協議会との連携による体制強化	地域福祉推進の中核的役割を担っている社会福祉協議会への助成をする。	福祉課	地域福祉の推進に欠かせない団体であるが、自主財源がない社会福祉協議会の運営に対して助成を行うことで社会福祉活動の推進を図った。	100%	継続して助成を行うことで、社会福祉協議会の運営を継続し、地域福祉の推進を図る。	
105	(イ)	在宅介護支援センター事業(再掲)	在宅の要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス実施機関などとの連絡調整の便宜を供与し、地域福祉の向上を図る。	福祉課	在宅介護支援センター業務を、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。複雑な家族状況による相談にも対応できた。	100%	在宅介護支援センターは、町福祉行政の要であり、高齢者やその家族の支援に努める。	
107		包括的支援事業の推進	介護保険認定結果が要支援1・2の人及び事業対象者に対する介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護や虐待防止、地域のケアマネジャーからの相談や助言・支援を行う。	福祉課	高齢者の総合相談窓口として、高齢者虐待防止や成年後見制度、地域からの高齢者に関する相談や、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの支援などに努めた。	100%	今後も高齢者の総合相談窓口として、多様化する相談内容への対応に努める。	

108	(ウ)	介護保険制度の周知及び啓発	必要なときに必要な介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の周知・説明を行い、制度への理解を促す。	福祉課	保険証交付時の窓口での対応をはじめとし、随時、電話・窓口での問い合わせに対し、介護保険制度や保険料に関する説明を行い理解を促した。未納者への取り組みとして自宅への訪問や、納付勧奨通知の発送等により保険料納付への理解促進に努めた。	100%	第1号被保険者に対し、保険証交付等の際に説明を行い、制度への理解を促す。また、収納率向上を目的に定期的に周知の取組みを実施する。
109		後期高齢者医療制度の周知及び啓発	法改正が相次ぐ中、保険料や法改正通知、新規対象者への個別通知をできるだけ分かりやすく行う。広報・地区公民館での説明を行い、窓口での相談も随時行い周知と理解を深める。	健康課	資格確認書更新時及び新規該当者全員にチラシやパンフレットを送付した。福岡県後期広域連合と連携しながら広報紙での周知を実施した。	100%	福岡県後期広域連合と連携しながら周知、啓発に努める。
110		国民年金制度の周知及び啓発	高齢者に分かりやすい表現で広報紙などに掲載し、相談窓口を随時開催し、周知を図る。	健康課	定期的に広報掲載を行い、年金制度の周知を図った。また、相談は必要に応じて日本年金機構と連携しながら行った。	100%	日本年金機構と連携をしながら周知、啓発に努める。
111	①安心して暮らせる環境整備 (エ)	常設サロン事業	高齢者が気軽に集える寄り合いの場を設け、参加者の相互交流を図ると共に、レクリエーション等を行い、認知症予防や閉じこもりを予防する。	福祉課	コスモスプラザで、朝老園に業務を委託、実施した。利用者同士の交流の場をもうけ、介護予防に努めた。	100%	継続して事業を実施し、高齢者の介護予防を図る。利用促進のため関係機関と連携する。
112		健康づくり運動指導事業	筑前町民が健康づくりへの関心を高め、健康づくり運動を実践し、明るく活動的な街を構築する中心的な役割を担う。また、世代を超えた明るいふれあいと交流の場を提供することによって、生きがいのある生活の獲得に寄与する。	健康課	加齢に伴う筋力の低下や心身の活力の低下によって引き起こされる状態（健康と要介護の間の虚弱な状態）である「フレイル」を予防する体操講座を12回実施した。	100%	出前講座の要望があれば、引き続き実施する。
113		介護用品給付事業	介護用品給付券を交付し、介護用品を給付することにより、要介護者家族等の負担軽減を図る。	福祉課	在宅での介護を継続するためには、人的にも経済的にも負担が大きい。そのため在宅の要介護者などに対し、介護用品給付券を交付し、要介護者家族等の負担軽減を図った。	100%	在宅要介護者等の負担を軽減するため、財源確保も含め事業を継続できるよう努力する。
114		「食」の自立支援事業	調理が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供・宅配すると共に利用者の安否確認を行う。	福祉課	配食業者や、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。関係機関と毎月会議を開催し情報共有を実施した。	100%	食事の提供をする機会を利用し、利用者の安否確認を行う。
115		感染症予防事業	結核検診の実施とインフルエンザ予防接種を実施し、検査料や接種料を町が補助することで予防率を高め感染予防に努める。	健康課	結核検診を含め、肺がん検診として30回実施（無医地区検診含む）。インフルエンザの予防接種の助成については、10月から翌年1月まで実施した。新型コロナワクチンの予防接種は10月から翌年3月まで実施した。また、带状疱疹の予防接種が定期接種となり令和7年4月から実施した。带状疱疹の助成についても継続して実施した。	100%	令和8年度から肺炎球菌のワクチンの変更、また高用量のインフルエンザ予防接種が始まるため、受診・接種しやすい体制をつくるとともに、情報提供に努める。
116		生活習慣病の早期発見事業	特定健診・後期高齢者健診・各がん検診により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、合併症への進行を予防することで、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	町の集団健診を33回実施した。特定健診、後期高齢者健診と各種がん検診を同時実施したり、予約センターでの電話予約も導入することで受診者の利便性に配慮した。また、完全予約制により待ち時間の短縮に取り組んだ。集団健診会場で記念品を配布するなど、受診率向上に努めた。未受診者には、過去の受診記録などをもとに、AI（人工知能）を使って個人の特性に合った受診勧奨を行った。	100%	早期発見・早期治療により、健康寿命を延伸するためにも健診の必要性を周知啓発する。
117		生活習慣病の改善指導事業	健診結果で生活改善の必要のある人への保健指導を徹底し、悪化を防止し健康的な生活となる保健指導・相談を行う。	健康課	生活習慣病の発症及び重症化予防のため、未治療や治療中断、疾病コントロール不良などの保健指導対象者には、健診後の結果説明会や訪問、面談による保健指導を実施した。保健指導が難しい場合には、電話や手紙にて情報提供等を行い、対象者全員へアプローチを行った。	100%	健診後のフォローを強化し、次年度の健診結果で効果が表れるよう努める。

118	(オ)	高齢者の権利擁護	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、高齢者虐待や成年後見制度等の普及啓発を含め、必要な支援を行う。また、出前講座等を活用して、啓発を図る。	福祉課	高齢者虐待防止対応や成年後見制度に関する相談に対応した。また、出前講座を活用して、啓発に努めた。	100%	高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進に関して、啓発、支援等を実施する。	
107		包括的支援事業の推進（再掲）	介護保険認定結果が要支援1・2の人及び事業対象者に対する介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護や虐待防止、地域のケアマネジャーからの相談や助言・支援を行う。	福祉課	高齢者の総合相談窓口として、高齢者虐待防止や成年後見制度、地域からの高齢者に関する相談や、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの支援などに努めた。	100%	今後も高齢者の総合相談窓口として、多様化する相談内容への対応に努める。	
119		老人保護措置	65歳以上で、その置かれている「環境上の理由」又は「経済的理由」により居宅における養護が困難な高齢者を措置する。	福祉課	既措置者に対し、書類提出による実態把握に加え訪問での聞き取り調査の情報をもとに入所継続判定会議を開催し、継続入所を決定した。	100%	老人福祉法の規定に則った措置入所について適正な判断を実施する。	
93		①安心して暮らせる環境整備	地域の高齢者との世代間交流の推進（再掲）	保育所や幼稚園、自治公民館等での活動を通じて、高齢者とこどもの交流を推進する。	美和みどり保育所	5月と11月にシニアクラブと野菜の収穫を実施した。また、9月には老人福祉施設を訪問し、世代間交流を図った。	100%	老人福祉施設訪問や収穫体験などを通し、地域の方々とシニアクラブとの世代間交流を図る。
					生涯学習課	自治公民館等活動推進事業について、5件交付を行った。自治公民館活動をより活発に行えるように、区長や自治公民館長などへ補助事業の周知を行った。	100%	自治公民館等での活動を通じて、地域の交流を推進するため、自治公民館等活動推進事業の継続周知を行う。
120	(カ)	すみよか事業「住宅改修事業」	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援対象者が申請可能となるよう県への補助申請の事務を実施した。	100%	申請があれば事業を実施する。	
121		健康事業の環境整備	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、予約センターの導入など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	100%	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。	
21		道路新設改良事業 道路維持補修事業（再掲）	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	地域特性を考慮した道路施設の整備の実施や傷んだ舗装箇所の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安全で快適に道路を利用できるように改善した。	左記のとおり達成	総合計画等に基づく道路施設の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路施設の点検・維持管理を行う。国・県道の整備については、機能性・安全性の更なる向上のため、継続して各関係機関への要望活動を行っていく。	
22		交通安全施設整備事業（再掲）	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で66箇所の交通安全施設を整備し、安全性と道路交通の円滑化の向上を図った。また、各関係機関と通学路合同点検を行い、それぞれの現場に対応した安全対策を実施し、通学路の安全確保に努めた。	左記のとおり達成	道路利用者の安心・安全の確保や更なる利便性の向上のため、老朽化した施設の定期的な更新を実施するなど、交通安全施設の整備を継続して行う。	
23		都市公園維持管理業務（再掲）	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園の園地清掃及び樹木剪定や、公園遊具の点検・更新並びに公園施設の修繕等により安全で快適な空間づくりに努めた。	100%	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して維持管理に努める。	

20	①安心して暮らせる環境整備	(カ)	防犯灯整備事業 (再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	地元区長からの防犯・通行上危険箇所への防犯灯設置要望に基づき、設置基準に準じて新設を行った。また、既存の防犯灯については、地元区長等からの状況報告及び電気事業者と連携し、維持管理に努めた。	100%	防犯対策や夜間通行時の安全確保として、引き続き地域と連携して防犯灯の適切な管理・運営に務める。
25			公共施設のバリアフリー化 (再掲)	誰もが利用しやすいよう、施設内設備や駐車場などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用を推進する。	財政課 企画課 福祉課 生涯学習課 人権・同和対策室 住民課 教育課 こども課	誰もが利用しやすいよう公共施設内の設備や駐車場の補修等の維持管理に努めた。また、利用者に対し、段差注意の促しやスロープの案内を行うなど施設内での安全や負担軽減を図った。 隣保館玄関のスロープに屋根を設置し、雨天時の安全対策を行った。(人権・同和対策室) こども未来館の出入口はバリアフリー対応しているが、施設内(2階への動線確保、身障者向けトイレの設置)は施設の老朽化もあり対応できていない。(教育課) 建物が古く、エレベーターや多目的トイレなどのバリアフリー化がされていない。(こども課)	左記のとおり達成	引き続き、誰もが利用しやすいように施設内設備や駐車場の補修や改善に努め、改修等に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を推進する。
122	②社会参加の推進	(ア)	オンデマンドバス運行事業	コスモスプラザやめくぼーなどの公共施設や町内の商業施設や病院等で乗降できる予約型オンデマンドバスを運行し、高齢者等の社会参加を支援する。	企画課	町内全域でオンデマンドバスチョイソコちくちゃんを運行しており、今年度は町内の診療所等12箇所に新設している。今後も高齢者等の外出支援を行っていく。	100%	利用者のニーズが高い医療機関などや各行政区長に要望調査を行い乗降所の増設を行うなど、利便性向上を図る。
123			シニアクラブ助成	リーダー研修、愛の一声運動、こどもとの世代間交流などの活動を支援する。	福祉課	筑前町シニアクラブ、各単位クラブの活動に対し、助成・自主事業の実施補助を実施した。また、事務軽減のため社会福祉協議会に配置した事務員と協力し活動支援を実施した。	100%	継続してシニアクラブへの助成を行い、事務改善や活動支援を実施する。
124			かがやき学級	高齢者の学習意欲を支援し、生きがいと仲間づくりを推進する。	生涯学習課	三輪と夜須の学級を統一、かがやき学級がスタートし、5回開催した。 広報紙、町公式LINE、防災無線により町民への周知を行った。	100%	かがやき学級運営委員の中に、新たに町民を加える計画を進めている。地区の垣根を超えた交流を推進し、心身共に健康で生きがいのある生活を目指し、交流の場の提供のため継続的に実施する。
125			都市農村交流の推進	市民農園で利用者間の交流が行われる中で、農業への知識が深い者(主に高齢者層)が自主的に指導者となり、若者へ農業の楽しさを広めていくことで、生きがいや農業振興へ繋がることを推進する。	農林商工課	シルバー人材センターを活用し、農園利用者に対する栽培指導や農機具の使い方の指導するとともに、農園内の維持管理を行った。	100%	町内外者問わず都市農村交流の場となっており、農園内の整備を行いつつ今後も活用していく。
126			敬老館運営事業 めくぼり館運営事業	高齢者の健康増進や教養の向上、相互交流などを目的とし、老人福祉センター「敬老館」「めくぼり館」を管理運営する。	福祉課	敬老館、めくぼり館共に施設の維持管理、円滑な運営に努めた。入館に係る費用等の徴収をなくすことで活用促進を図った。施設の故障箇所は対応した。	100%	老朽化の進む施設の安全な維持管理に努めることで居場所づくりを図る。
127			シルバー人材センター支援事業	高齢者の生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着して臨時的、短期的な簡易な仕事を提供し、高齢者の能力を生かし、地域社会づくりを推進する。	福祉課	シルバー人材センターに助成をすることで、元気な高齢者の雇用を生み出し、生きがいづくりや社会活動の拠点づくりを実施した。	100%	助成を実施することで、継続した活動を促進し、高齢者の社会参加を図る。
128			いきいきサロン事業	気軽に来所できる地域公民館等において、地域の実情に応じ、レクリエーション、健康相談、創作活動等を実施し、交流や社会参加の機会を設ける。	福祉課	社会福祉協議会に委託して実施。各地区の公民館などで「いきいきサロン」を開催し、交流や介護予防に努めた。社会福祉協議会と会議を定期的開催することで情報共有を図り迅速な事業改善に努めた。	100%	新規会員加入促進の取り組みを進めるとともに集いの場の継続を図る。

6 障がいのある人

【推進方針】

すべての障がいのある人が地域社会の一員として、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めていきます。

課題目標	①安心して暮らせる環境整備 (ア) 権利擁護の推進 (イ) 日常生活における支援 (ウ) 生活環境の整備 ②障がいに対する理解・啓発活動の推進 (ア) 学校や地域における人権教育・啓発の充実 ③自立支援の充実 (ア) 教育環境の充実 (イ) 就労支援の充実 (ウ) 生きがいづくりの推進
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度取組
129	(7)	障がいのある人の権利擁護	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、障がい者虐待や成年後見制度等の普及啓発を含め、必要な支援を行う。	福祉課	障がい者虐待に関する相談に対応した。また障がい者虐待相談窓口の周知に努めた。	100%	障がい者虐待防止や成年後見制度利用促進に関して、啓発、支援等を実施する。
130		基幹相談支援センター等機能強化事業	地域で生活する上で、必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理など、権利擁護のための情報提供や助言、必要な支援につなぐ。	福祉課	社会福祉協議会と連携して障がい者の相談に応じ、必要なサービス等を案内することができた。	100%	相談者の状況は多種多様であり、制度を的確に利用する必要があるため、今後も相談支援事業を継続して実施する。
131	①安心して暮らせる環境整備	介護給付(障害者自立支援給付事業)	障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行う介護給付にかかる費用を給付する。	福祉課	申請者の状況を聞き取り、審査会を経て必要なサービスを必要量提供することができた。	100%	現行法を遵守し、適正なサービス支給を行う。
132		相談支援(障害者自立支援給付事業)	障がい者自身が必要なサービスを選択して利用するために、障がいの程度や健康状態などに応じたサービスの選択などを支援する相談支援にかかる費用を給付する。	福祉課	相談支援事業を通じて、障がい者自身が必要なサービスを利用できるよう関係機関との調整、支援を行った。	100%	継続して相談支援事業を実施する。
133		身体障害者(児)補装具給付事業	身体障害者の補装具(身体部位の欠損または身体機能の損傷を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与したり職業生活を容易にしたりするための器具)の購入や修理にかかる費用を給付する。	福祉課	制度に則り、申請のあった補装具(装具、車椅子、電動車椅子、補聴器など)の給付決定を行った。	100%	継続して制度に則った給付を行う。
134		日常生活用具の給付等事業	障がい者に対して、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の購入又は貸与にかかる費用を給付する。	福祉課	制度に則り、申請のあった日常生活用具(ストーマ、紙おむつなど)の給付決定を行った。	100%	継続して制度に則った給付を行う。
114		「食」の自立支援事業(再掲)	調理が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供・宅配すると共に利用者の安否確認を行う。	福祉課	配食業者や、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。関係機関と毎月会議を開催し情報共有を実施した。	100%	食事の提供をする機会を利用し、利用者の安否確認を行う。
135		生活習慣病の早期発見とその進行予防	特定健診・各種がん検診により、生活習慣病の発見と改善により、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診を同時実施や土日の健診等、受診者の利便性に配慮するなど、受診率向上に努めた。受診者には、パンフレット等によるわかりやすい情報提供や面談、訪問等による保健指導を実施した。	100%	健診の必要性を周知啓発し、わかりやすい保健指導を実施する。

117	①安心して暮らせる環境整備 (イ)	生活習慣病の改善指導事業 (再掲)	健診結果で生活改善の必要のある人への保健指導を徹底し、悪化を防止し健康的な生活となる保健指導・相談を行う。	健康課	生活習慣病の発症及び重症化予防のため、未治療や治療中断、疾病コントロール不良などの保健指導対象者には、健診後の結果説明会や訪問、面談による保健指導を実施した。保健指導が難しい場合には、電話や手紙にて情報提供等を行い、対象者全員へアプローチを行った。	100%	健診後のフォローを強化し、次年度の健診結果で効果が表れるよう努める。
136		重度障害者医療対策費	重度障がい者の医療費の一部を補助し、福祉の向上を図る。	健康課	重度障がい者の福祉の向上を図るため、対象者へ医療費の一部負担金を補助した。	100%	継続して対象者へ県基準と同等の補助を実施する。
137		自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。	福祉課	制度に則り、心身の障がいを除去・軽減するための医療費の一部負担し、自己負担の軽減を行った。	100%	引き続き制度に則った給付を行う。
138		支援情報の提供	障がい者福祉の手引き、地域資源マップ、広報紙、町ホームページなどで随時情報提供を行う。	福祉課	障がい者福祉の手引きを作成し、障害者手帳の交付時や必要に応じて配布を行った。また、広報誌に「障害者週間」の記事を掲載し、障がいに対する認識の啓発を行った。	100%	随時情報提供を行う。
139		関係機関の連携	早期療育・教育支援体制の充実を図るため、教育・療育・福祉・保健の各分野の連携による協力体制づくりを行う。	教育課 こども課	就学時健診や就学指導・相談に際して、関係課が情報を共有し、個別の連携強化に努めた。	100%	関係課との個別の情報共有、協力体制の強化を図る。関係機関との連携を図りながら、支援課題や支援方針の擦り合わせを行う。
				福祉課	申請者、サービス利用者の状況に応じて関係機関と情報共有を行い、連携して対応にあたった。	100%	引き続き関係機関と連携を図る。
140		移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者などに対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とする外出の際の移動支援にかかる費用を給付する。	福祉課	サービスが必要な申請者の社会参加を目的として、外出の際の移動支援の支給決定を行った。	100%	国、県の補助金額を上回る費用が掛かり財政負担が大きい。真にサービスが必要か聞き取り、公平公正な提供に努める。
141		コミュニケーション支援事業	聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣する際にかかる費用を給付する。	福祉課	社会福祉協議会へ事業を委託し、ボランティアの協力を得て支援が必要な方にサービス提供することができた。	100%	引き続き継続して実施する。
142		ボランティア地域福祉団体育成助成事業	地域における住民のお互いの助け合いや国のサービスでは補えない支援について提供できるボランティアや地域福祉団体を育成・援助する。	福祉課	身体障がい者福祉協会等への助成を通じて、地域福祉団体の活動を支援した。	100%	継続して事業を実施し、団体等の支援に努める。
104		避難行動要支援者名簿整備事業 (再掲)	災害時に要支援者の迅速な安否確認及び日ごろの見守り活動を行うために、要支援者台帳への登録を行い、各関係機関で情報を共有する。	福祉課	民生委員・児童委員などの協力により要支援者の把握に努めた。関係機関と情報を共有することができた。	100%	民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。見守りネットワーク会議を活用し関係機関と情報共有・業務連携を図る。
143	ボランティアセンター	ボランティアセンターを設置し、支え合いに主体的に関わる人材を育成し、ボランティア活動を推進する。	企画課	小・中学校での福祉教育プログラムを実施の他、ボランティア講座を開催した。	100%	引き続き、小・中学校での福祉教育プログラムの実施及びボランティア講座を開催し、人材育成や活動の推進を図ります。	

120	すみよか事業「住宅改修事業」 (再掲)	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援対象者が申請可能となるよう県への補助申請の事務を実施した。	100%	申請があれば事業を実施する。
144	防災行政無線、ハザードマップ	行政情報の迅速な伝達及び災害に対する備えを図る。	環境防災課	防災行政無線の維持管理を行った。 また、ハザードマップを配布し、周知を行った。	100%	防犯・防災体制の充実に統合
117	健康事業の環境整備 (再掲)	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、予約センターの導入など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	100%	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。
92	道路新設改良事業 道路維持補修事業 (再掲)	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	地域特性を考慮した道路施設の整備の実施や傷んだ舗装箇所の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安全で快適に道路を利用できるように改善した。	左記のとおり 達成	総合計画等に基づく道路施設の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路施設の点検・維持管理を行う。 国・県道の整備については、機能性・安全性の更なる向上のため、継続して各関係機関への要望活動を行っていく。
93	交通安全施設整備事業 (再掲)	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で66箇所の交通安全施設を整備し、安全性と道路交通の円滑化の向上を図った。また、各関係機関と通学路合同点検を行い、それぞれの現場に対応した安全対策を実施し、通学路の安全確保に努めた。	左記のとおり 達成	道路利用者の安心・安全の確保や更なる利便性の向上のため、老朽化した施設の定期的な更新を実施するなど、交通安全施設の整備を継続して行う。
94	都市公園維持管理業務 (再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園の園地清掃及び樹木剪定や、公園遊具の点検・更新並びに公園施設の修繕等により安全で快適な空間づくりに努めた。	100%	安心安全なゆとりの空間を維持していくため、継続して維持管理に努める。
43	防犯灯整備事業 (再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	地元区長からの防犯・通行上危険箇所への防犯灯設置要望に基づき、設置基準に準じて新設を行った。また、既存の防犯灯については、地元区長等からの状況報告及び電気事業者と連携し、維持管理に努めた。	100%	防犯対策や夜間通行時の安全確保として、引き続き地域と連携して防犯灯の適切な管理・運営に務める。
25	公共施設のバリアフリー化 (再掲)	誰もが利用しやすいよう、施設内設備や駐車場などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用を推進する。	財政課 企画課 福祉課 生涯学習課 人権・同和対策室 住民課 教育課 こども課	誰もが利用しやすいよう公共施設内の設備や駐車場の補修等の維持管理に努めた。また、利用者に対し、段差注意の促しやスロープの案内を行うなど施設内での安全や負担軽減を図った。 隣保館玄関のスロープに屋根を設置し、雨天時の安全対策を行った。(人権・同和対策室) こども未来館の出入口はバリアフリー対応しているが、施設内(2階への動線確保、身障者向けトイレの設置)は施設の老朽化もあり対応できていない。(教育課) 建物が古く、エレベーターや多目的トイレなどのバリアフリー化がされていない。(こども課)	左記のとおり 達成	引き続き、誰もが利用しやすいように施設内設備や駐車場の補修や改善に努め、改修等に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を推進する。

①安心して暮らせる環境整備

(ウ)

145	② 障がいに対する理解・啓発活動の推進	障がいに関する啓発活動	障がいのある人への理解に関するチラシ、パンフレット、ポスターなどを活用し、啓発活動を継続的に進めていく。	福祉課	ポスター等を掲示して周知した。また、障がいの正しい理解のため12月の「障がい者週間」など広報紙に記事を掲載し啓発を行った。	100%	継続して障がいの正しい理解、啓発に努める。	
			道徳の時間や障がいのある人との交流などの体験活動を通じて、障がいに対する理解を図る啓発を行う。	教育課	道徳科で共生について学習したり、ゲストティーチャーとして来ていただいたり、オンラインを活用して交流を行うなど、障がいのある人に対する理解を深めた。	100%	総合的な学習の時間における体験活動等を引き続き実施し、人権感覚、意識の向上に努める。	
		(ア) 障害者週間の広報	広報紙掲載などによる啓発・広報活動を行う。	福祉課	ポスター等の掲示や、12月に「障害者週間」についての記事を広報紙に掲載し、障がいに対する正しい認識の啓発を行った。	100%	今後も広報紙等により障がいの正しい理解、啓発に努める。	
		各種講座などの開催	障がいに関する講座や学習会などを通じ、福祉教育の浸透を図る。	福祉課	小学生の福祉館訪問や福祉に関する出前講座などの機会を通して、障がいの正しい理解のための説明を行った。	100%	小学生の福祉館訪問等の機会を通じて障がいの正しい理解、啓発を行う。	
148		体験学習	障がい者の行動を疑似体験し、理解を深める機会の提供を行う。	福祉課	社会福祉協議会の福祉教育プログラムにより、小学生に障がいの疑似体験を行い、障がい者への理解のための説明を行った。	100%	疑似体験を通し、理解を深める機会の提供を行う。	
149	(ア)	特別支援教育支援員の配置	配慮を要する児童生徒に対する、学校生活上の医療的介助や支援を行う。	教育課	各学校に1～2人の支援員を配置し、児童生徒への介助や支援を行った。	100%	継続して、支援員を配置し支援を行う。	
150	③ 自立支援の充実	(イ)	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図る。	福祉課	町内の地域活動支援センターに事業補助を行い、障がい者の日中活動、生産活動の場や社会との交流の場の提供を行うとともに、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して、就労に向けての支援をした。	100%	継続して事業を実施する。
151			訓練等給付（障害者自立支援給付事業）	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う障害福祉サービスにかかる費用を給付する。	福祉課	申請者の状況を聞き取り、審査会にて必要性を審議し、就労に必要なサービスを必要量提供することができた。	100%	現行法を遵守し、適正なサービス支給を行う。
152			就労支援の推進	地域活動支援センターや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携することで、創作・生産活動の場や交流機会の提供、就労に向けた支援を行う。	福祉課	町内の地域活動支援センターに事業補助を行い、障がい者の日中活動、生産活動の場や社会との交流の場の提供を行うとともに、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して、就労に向けての支援をした。	100%	引き続き障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労支援を推進する。
153			コミュニケーション支援事業 移動支援事業など	スポーツ大会、イベントなどの周知及び参加の取りまとめを行う。 障がい者も気軽に参加できるようコミュニケーション支援事業や移動支援事業などを活用し、活動の機会の拡大に努める。	福祉課 生涯学習課	スポーツ大会についての情報提供や、障がい者交流、情報交換促進により福祉向上を図るため障がい関係団体へ活動助成を行った。 また、障がい者社会参加のため、コミュニケーション支援事業や移動支援事業を行った。	100%	障がい者の社会参加促進のため、継続して事業を実施する。
154	(ウ)	交流・ふれあいの場の充実	障がい者諸団体の活動に対する支援を行う。 地域におけるイベントなどに気軽に参加できるよう工夫をし、地域での交流を促進する。	福祉課	障がい者交流、情報交換促進による福祉の向上を図るため障がい者諸団体へ活動助成を行った。	100%	団体への支援を継続し、交流を促進する。	
155		都市公園等維持管理事業	一部の都市公園等において、清掃業務を障がい者諸団体と契約し、就労の機会を提供する。	都市計画課	一部の公園清掃業務について、障がい者諸団体と契約し、就労機会の提供を行った。	左記のとおり達成	就労機会確保のため、継続して事業を実施する。	

7 外国人

【推進方針】

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重し合い、訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して快適に生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

課題 目標	①相互理解の促進と人権教育・啓発の推進 (ア) 学習機会の提供や啓発の推進 (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進 ②生活環境の充実 (ア) 外国語による情報提供の推進 (イ) 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 (ウ) 防犯・防災体制の充実
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度取組	
156	①相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	(7) 相互理解のための啓発	国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発を行う。	人権・同和対策室	外国人の人権やヘイトスピーチ解消について、ホームページ「ヒューマンライツ」ページに掲載している。また、パンフレット等の配架を行っている。	50%	今後もホームページや広報、チラシを活用し、啓発を行う。	
157		外国語指導助手(A L T)事業	小学校から外国人指導助手による授業を実施し、生の英語に親しむことにより国際理解を図る。	教育課	小学3年生以上の児童生徒に、1週間に1日はA L Tによる授業を実施した。	100%	5人のALTを各学校に配置し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。	
158		(4)	社会科の学習の充実	社会科の授業を通して、異なる歴史、文化、宗教、生活習慣の知識を深める。	教育課	学習指導要領に基づき、国によって人々の生活は多様であり。異なる文化や習慣を尊重し合うことの大切さについて理解する授業を行った。	100%	学習指導要領に基づき、社会科の授業を通して、外国の人々の生活や文化を尊重する授業を実施する。
159			自主活動グループの支援	公民館講座を自主講座へ繋げる活動、またその後の支援を行う。	生涯学習課	生徒の呼び込みや周知などの支援を行うことで自主講座を継続的に進めるように努めた。	100%	自主講座まで行えるような講師の発掘に努め、活動状況を確認しながら支援を継続する。
160			国際理解の推進	文化や習慣の違い等を知り、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識を育む。	保育所	継続して外国にルーツをもつこどもの受入れを行った。また、人権コーナーに世界のあいさつや朝食の写真を掲示し、異文化への興味関心が高まるよう努めた。	100%	外国にルーツをもつこどもの受入れを継続して行う。また、世界の文化にふれる機会を設け、異文化への興味関心を高める。
161	②生活環境の充実	(7)	母子健康手帳の交付	希望する妊婦に対して、対応可能な外国語版の母子健康手帳を交付する。	こども課	希望する妊婦に対して、対応可能な外国語版の母子健康手帳を交付した。	100%	今後も希望者に対し、外国語版母子健康手帳の交付を行う。
162			資料収集	外国語のパンフレットなどを収集し、情報提供に努める。	住民課	外国語の公的手続き、生活ガイドに関する説明書を窓口カウンターに配置し、情報の提供に努めた。	100%	様々な外国語に対応したパンフレットを収集し、情報共有に活用する。
163			行政情報の「やさしい日本語」化	行政情報の「やさしい日本語」化を進めることで、外国人住民が安心して暮らせる環境の整備に努める。	企画課	町ホームページに「外国人の方へ」というコンテンツを作成。やさしい日本語を使った防災ガイドブックなどの提供、オンライン日本語教室の案内を行った。	100%	年に2つずつチラシやパンフレットを制作する計画であるため、令和8年度も同様に進めていく。
164		(4)	相談窓口紹介	財団法人作成の相談窓口に関するガイドブックやパンフレット及びN P O法人作成の相談窓口紹介カードを積極的に活用する。	住民課	パンフレット等を窓口カウンターに配置し、情報の提供を行った。また、他課からの問い合わせに対し、相談窓口の紹介を行った。	100%	情報や資料などの収集に努め、積極的に活用を行う。
165			関係機関との連携	ハローワークと連携し、情報提供に努める。	農林商工課	窓口にてチラシや求人情報などの情報提供を行った。	100%	関係機関と連携し、引き続き情報を提供する。
166		(7)	防犯・防災体制の充実	防犯や防災に関する情報提供に努める。	環境防災課	転入者へのハザードマップや防災行政無線について説明を行い、情報提供に努めた。また、公式LINE、ホームページ及び広報においても、交通安全週間の活動や防災訓練についての情報を発信した。	100%	今後も様々な手法により、防犯や防災に関する情報を適切に提供する。

8 感染症患者等

【推進方針】

H I V感染者・エイズ患者とその家族等が不当な取り扱いを受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。
 ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の状況を知り考えていくことです。ハンセン病患者やハンセン病元患者とその家族等が不当な差別を受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の充実を図ります。また、その他の感染症や難病などについても正しい情報や知識を習得し、理解を推進していきます。

課題 目標	①教育・啓発活動の推進 (ア) H I V感染症・ハンセン病・その他の感染症や難病等に関する理解及び啓発の推進 (イ) 学校における教育の充実 (ウ) 関係機関との連携 ②患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備 (ア) プライバシー保護の徹底 (イ) 相談・支援の充実
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度の取組
167	①教育・啓発活動の推進	(ア) 健康教育・情報提供	読みやすい物・外国語版などの資料を収集準備し、無料検査や相談窓口なども合わせて情報提供を行う。 広報紙やホームページを活用し、啓発活動を行い、いつでも情報が手に入るようにする。 地域で行われる健康講座などにおいて、広く情報提供を行う。	健康課	広報紙掲載や窓口にリーフレットを設置した。	100%	広く情報を集め、周知していく。
168		(イ) 社会科の学習の充実	中学校社会科の授業を通して、A I D S・H I V感染症・ハンセン病に対する正しい知識と理解を深める。	教育課	社会科に限らず、保健体育科等においても取り扱い、年間指導計画に位置付け、実施した。	100%	様々な人権課題に関心を持ち、自分事として考える場を位置付ける。
169		(ウ) 情報交換	県の相談窓口や県機関からの情報を、庁内関連部署(健康課・教育課・こども課)と共有し、情報交換できるよう連携する。	健康課	リーフレットを窓口に設置し、情報提供を行った。 必要な情報は関係部署と情報共有した。	100%	情報収集に努め、関係部署との連携を図る。
170	②患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(ア) プライバシーの保護	プライバシーの保護を徹底する。	健康課	プライバシーの保護には細心の注意を払った。	100%	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。
171		(イ) 健康相談	プライバシーを最大限保護し相談を受け、専門相談窓口や検査機関の紹介を行い、関連機関との連携を図る。	健康課	医療機関などの情報提供ができるよう情報収集に努めた。	100%	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。

9 犯罪被害者等

【推進方針】

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

課 題 目 標	①教育・啓発活動の推進 (ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 ②相談・支援体制の推進 (ア) 各種関係機関との連携
------------------	-----------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度実績・評価(課題)	達成度	令和8年度の取組
172	①教育・啓発活動の推進 (ア)	学習機会の提供	人権セミナーや冊子等により、学習機会や理解を深めるための情報を提供する。	人権・同和対策室	様々な人権課題を扱う、人権啓発冊子「ひらけ未来に」の刊行を通して、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害について情報発信した。	100%	学習機会として、関係機関によるセミナーや講演、講座の周知や、啓発冊子などを活用して行く。
173	②相談・支援体制の推進 (ア)	相談窓口の周知	犯罪被害者やその家族等に対し、関係機関と連携し相談支援の周知を行う。また、支援の必要性を認識し、庁内や各関係機関との連携を図る。	全庁	犯罪被害者への対応窓口は多岐に渡るため、相談者に適切な情報提供ができるよう、環境防災課で窓口の取りまとめを行った。その結果は、県ホームページに掲載されている。庁内連携して相談対応、情報提供を図っていく。	100%	引き続き周知を図り、関係機関と連携し迅速に対応する。
174	②相談・支援体制の推進	消費者行政・消費生活相談事業	消費生活相談センターを設置し、専門知識を習得した相談員を配置する。	農林商工課	消費生活センターに専門相談員を配置し、週4日の相談業務を行った。また、出前講座や啓発資料の配布により、高齢者や若年者に対し周知を行った。	100%	相談員は常に最新の専門知識を習得しつつ、相談業務を継続する。また、出前講座や二十歳のつどい、卒業式等でリーフレットを配布し、引き続き啓発に努める。

10 インターネットによる人権侵害

【推進方針】

インターネットの性質をふまえ、利用する際のルールやマナーを守り、人権を侵害する内容や根拠のない情報をインターネット上に掲載することなどが無いよう、関係機関と連携し啓発の実施や教育活動の推進を図ります。

課題目標	①啓発活動の推進 ②教育活動の推進 ③関係機関との連携
------	-----------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価（課題）	達成度	令和8年度の実施
175	①の啓発推進活動	広報等による啓発	広報やセミナー等さまざまな機会を活用し啓発を行う。	人権・同和対策室	様々な人権課題を扱う、広報紙最終頁「心のぬくもりを」や、人権啓発冊子「ひらけ未来に」などの刊行を通して、インターネット上の人権侵害について啓発を行った。	100%	引き続き、さまざまな機会を活用し、啓発を実施していく。
176	②の教育推進活動	小・中学校におけるICT教育	タブレット等を活用した授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	教育課	タブレット等を活用した授業や「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用し、ネットモラル教育について指導した。	100%	学校や児童生徒の実態に応じて教育活動全体で情報モラルの指導を充実させる。
177	③との関係機関との連携	モニタリング事業	法務局や県と情報共有や連携を図り、インターネット上で部落差別などの人権侵害に関する情報を確認し、発見した際はプロバイダ等に削除要請を行う。	人権・同和対策室	定期的にインターネット上の人権侵害のモニタリングを実施した。	100%	引き続きネット上の人権侵害についてモニタリングを継続する。

11 性的少数者

【推進方針】

地域や職場、家庭において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布などさまざまな手法による啓発を推進します。また、学校においては、児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

課題 目標	①教育・啓発の推進 (ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 (イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 ②相談支援体制の整備
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価(課題)	達成度	令和8年度の取組
178	①教育・啓発の推進 (ア)	町民に対する性的少数者に関する啓発	全町民に対して多様な性に関する理解を深める啓発を行う。	人権・同和対策室	広報紙最終頁「心のぬくもりを」のテーマとして取り上げ、掲載した。 また、LGBTQを特集した人権ハンドブックを二十歳の集いで配布し、若年層への啓発を図った。	100%	出前講座や人権セミナーの周知により学習機会を提供する。
179	(イ)	小・中学校における性的少数者に関する啓発	児童生徒に対して多様な性に関する理解を深める学習を行うと共に、保護者についても講演会等を通して理解を図る。	教育課	学校は、LGBTQに関する教職員の確かな認識と、その認識に立った教育活動および生徒指導を行った。	100%	あらゆる機会を通して啓発を行う。
180	②相談支援体制	相談窓口の周知、啓発	相談窓口の情報を広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発を行う。	全庁	人権・同和対策室において相談窓口が掲載されたパンフレットを公共施設に配架し、周知を行った。 庁内連携して、相談対応や必要な情報提供を図っていく。	100%	引き続き周知を行う。

12 さまざまな人権課題

【推進方針】

さまざまな人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

課題目標	①教育・啓発の推進
------	-----------

《課題目標を達成するため実施する事業など》

No.	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和7年度 実績・評価（課題）	達成度	令和8年度 の取組
181	①教育・啓発の推進	大刀洗平和記念館による平和推進事業	史実を学び、戦争の記憶を留め伝えていく施設として、すべての世代へ平和のメッセージを発信していく。	大刀洗平和記念館	大刀洗飛行場に関する戦時資料の展示や企画展を通して、史実を伝えた。 わかりやすい解説や戦争民話等の朗読を提供し、多くの世代に来館していただく工夫をおこなった。戦跡掩体壕を中心とした戦跡フィールドワークを通して歴史を語り伝え、平和のメッセージを発信した。	100%	展示や企画展、掩体壕などの戦跡等により大刀洗飛行場や大刀洗空襲の史実を伝え、各世代へ平和のメッセージが届くようにイベント等を実施する。
182		プライバシーの保護の徹底	プライバシーの保護を徹底する。	全庁	職員で個人情報の取り扱いについて、再確認をおこなった。 また、他課との密な連携や情報の共有化を図り、窓口対応や書類の管理など、個人情報の保護等、プライバシーの保護を徹底した。	100%	個人情報保護の重要性の再確認、および周知に努める。

筑前町人権教育・啓発基本指針 分野別施策一覧

項 目	施策の方向性	
人権全般		
同和問題 (部落差別)	① 啓発の推進	(ア) 啓発活動の充実及び推進 (イ) 企業における啓発活動の推進 (ウ) えせ同和行為の排除
	② 人権・同和教育の推進	(ア) 学校教育における人権・同和教育の推進 (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進
	③ 相談体制の強化	(ア) 相談窓口の周知と体制の充実
女性	① 女性の人権が尊重される社会づくり	(ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) 生涯を通じた女性の保健福祉支援体制の整備
	② あらゆる暴力の根絶と被害者の保護	(ア) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない環境づくりの推進 (イ) 相談窓口の設置や被害者支援体制の整備
	③ あらゆる場における意識改革	(ア) 子育てや介護と就労の両立支援 (イ) 男女共同参画社会づくりの推進
子ども	① こどもの人権が尊重されるまちづくり	(ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) こどもの権利を守るネットワークの構築 (ウ) こどもの権利擁護
	② 子育て支援に関する環境づくり	(ア) 子育てを応援する仕組みづくり (イ) 相談体制の充実
	③ こどもの安全の確保	(ア) こどもの健全育成の推進 (イ) 児童虐待防止対策の充実
高齢者	① 安心して暮らせる環境整備	(ア) 地域包括ケアシステムの体制づくり (イ) 高齢者相談支援の充実 (ウ) 保険、医療、年金制度の周知 (エ) 心身の健康支援 (オ) 権利擁護と虐待防止対策の充実 (カ) 道路、公園、公共施設等のバリアフリー化
	② 社会参加の推進	(ア) 学習機会、就労機会、生きがいづくり支援の充実
障がいのある人	① 安心して暮らせる環境整備	(ア) 権利擁護の推進 (イ) 日常生活における支援 (ウ) 生活環境の整備
	② 障がいに対する理解・啓発活動の推進	(ア) 学校や地域における人権教育・啓発の充実
	③ 自立支援の充実	(ア) 教育環境の充実 (イ) 就労支援の推進 (ウ) 生きがいづくりの推進
外国人	① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	(ア) 学習機会の提供や啓発の推進 (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進
	② 生活環境の充実	(ア) 外国語による情報提供の推進 (イ) 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 (ウ) 防犯・防災体制の充実
感染症患者等	① 教育・啓発活動の推進	(ア) HIV感染症・ハンセン病・その他の感染症や難病等に関する理解及び啓発の推進 (イ) 学校における教育の充実 (ウ) 関係機関との連携
	② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(ア) プライバシー保護の徹底 (イ) 相談・支援の充実
犯罪被害者等	① 教育・啓発活動の推進 ② 相談・支援体制の推進	(ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 (ア) 各種関係機関との連携
インターネットによる 人権侵害	① 啓発活動の推進 ② 教育活動の推進 ③ 関係機関との連携	
性的少数者	① 教育・啓発の推進 ② 相談支援体制の整備	(ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 (イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進
さまざまな人権課題	① 教育・啓発の推進	